

喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、カーボンニュートラル社会の実現に向け、二酸化炭素排出量削減のための取組を加速させるため、脱炭素の基盤となる重点対策に取り組む市民、事業者に対し、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 需要家
市内において電力を使用、消費する者をいう。
- (2) PPA
発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を当該発電事業者の負担により設置し、所有・維持管理した上で、当該太陽光発電設備によって発電された電気を当該需要家に販売し電気を供給する契約をいう。
- (3) リース契約
需要家が希望する設備を事業者が代わりに購入して当該需要家に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、需要家からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
- (4) FIT
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度をいう。
- (5) FIP
再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業者が卸売市場等で売電した際に、その売電価格に対して市場価格を踏まえて一定のプレミアム額を交付する制度をいう。
- (6) 自家消費率
敷地内に設置された発電設備で発電した電力量の内、当該敷地内において自家消費した電力量の割合をいう。
- (7) 処分制限期間
規則第18条に定める財産の処分を制限する期間であり、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一から別表第八までに定める耐用年数のことをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとし、事業の区分ごとにそれぞれ別紙により、補助対象要件、補助金額、第6条に定める交付申請及び第12条に定める実績報告の各手続における添付書類その他必要な事項を定めるものとする。

- (1) 屋根上太陽光発電等導入加速化事業（別紙1）
 - (2) 木質バイオマスボイラ普及促進事業（別紙2）
 - (3) 市有施設 PPA 型太陽光発電導入事業（別紙3）
 - (4) 市有施設高効率照明機器導入事業（別紙4）
 - (5) ソーラーシェアリング普及促進事業（別紙5）
- 2 補助事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。
- (1) 各種法令等を遵守した設備の整備であること。
 - (2) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、未使用のものに限る。
 - (3) 処分制限期間内において、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果に

について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

- (4) 発電設備の整備にあつては、FIT 及び FIP の認定を取得しないこと。
 - (5) 発電設備の整備にあつては、電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
 - (6) PPA 又はリース契約によって補助事業を行う場合、別表 1 に掲げる全ての要件を満たす契約であること。
- 3 補助対象設備について、国及び市から補助金、交付金その他これらに類する助成金の交付を受けていないこと。また、国の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施される県の補助金、交付金その他これらに類する助成金の交付を受けていないこと。

（補助事業者の要件）

第 4 条 補助事業者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所（住民基本台帳に記録されている住所又は商業登記簿に記録されている所在地をいう。以下同じ。）を有する個人又は法人。ただし、PPA 又はリース契約により補助事業を行おうとする場合は、補助事業者本人においてはこの規定を適用しない。
 - (2) 市税に未納がないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。
- 2 補助事業者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない場合にあっては、配偶者、子、父母、その他補助事業者と生計を一にする者（以下「家族」という。）が、整備する設備によって供給される電力の受給地点となる住居に引き続き居住していなければならない。
- 3 PPA 又はリース契約により補助事業を行おうとする場合は、別表 2 に掲げる全ての要件を満たす法人であること。
- 4 PPA 又はリース契約により補助事業を行おうとする場合は、本条第 1 項各号及び第 2 項に掲げる要件を満たす需要家と契約した法人であること。ただし、契約の相手方が市である場合は、この規定を適用しない。
- 5 前条第 1 項第 4 号に掲げる事業については、市の公営企業であること。

（補助対象経費）

第 5 条 補助対象となる経費は、別表 3 に掲げるとおりとする。

- 2 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外する。
- 3 費用効率性（交付予定額を処分制限期間の累計二酸化炭素排出削減量で除した値）が 25 万円/t-CO₂を超える部分については、補助対象経費から除外する。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 申請者の住民票（補助事業者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない場合は、整備する設備によって供給される電力の受給地点となる住居に引き続き居住する家族の住民票を併せて添付）又は法人登記履歴事項全部証明書
- (2) PPA 又はリース契約により補助事業を行おうとする場合は、契約の相手方である需要家の住民票又は法人登記履歴事項全部証明書
- (3) 市税に未納がないことの証明書
- (4) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第 2 号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、前項各号と併せて次に掲げる書類のいずれかを添付しなければならない。
- (1) 第3条第1項第1号に規定する事業（屋根上太陽光発電等導入加速化事業）は、別紙1の3に掲げる書類
 - (2) 第3条第1項第2号に規定する事業（木質バイオマスボイラ普及促進事業）は、別紙2の3に掲げる書類
 - (3) 第3条第1項第3号に規定する事業（市有施設 PPA 型太陽光発電導入事業）は、別紙3の3に掲げる書類
 - (4) 第3条第1項第4号に規定する事業（市有施設高効率照明機器導入事業）は、別紙4の3に掲げる書類
 - (5) 第3条第1項第5号に規定する事業（ソーラーシェアリング普及促進事業）は、別紙5の3に掲げる書類
- 3 第3条第1項第1号に規定する事業において、補助対象設備の設置が完了している場合は、第12条に規定する実績報告を併せて行うことができるものとする。ただし、補助対象設備の工事請負契約日及び補助対象設備の購入日が令和6年4月1日以降であること。
- 4 市長は、第1項に基づく補助金交付申請書の提出があった場合は、申請書が提出された順に受理する。ただし、申請書の提出時点において、書類の不備、不足のあるものにあつては、当該不備等に係る補正が完了した時点で提出されたものとする。

（補助金の交付決定等）

- 第7条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、予算の範囲内で交付額を決定し、申請者に通知するものとする。
- 2 第3条第1項第1号に規定する事業については、市長は、前項に関わらず、補助金の交付決定可能額を上回った以降の申請については補欠として一定数を受け付け、交付決定又は補助金交付額の確定の取消し、補助事業者による補助事業の変更等により補助金交付額の総額が予算の範囲内となる事由が生じた場合、補欠を予算の範囲内で補欠番号順に繰り上げ、前項に定める手続を行うものとする。ただし、第12条に定める実績報告期限をもって補欠の効力を失うものとする。

（申請の取下げ）

- 第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の日から起算して、30日を経過した日とする。

（変更等の承認の申請）

- 第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に、当該変更等に係る資料を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合
 - (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

（承認を必要としない軽微な変更）

- 第10条 規則第6条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、補助金額の増額を伴わない次に掲げる変更とする。ただし、補助対象設備を変更する場合を除く。
- (1) 補助対象経費の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること。
 - (2) 各経費区分相互間において、いずれか低い額の50%以内の経費の配分の変更をすること。
 - (3) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

(概算払)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金実績報告書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添えて実績報告を行うものとする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する事業（屋根上太陽光発電等導入加速化事業）は、別紙1の4に掲げる書類
- (2) 第3条第1項第2号（木質バイオマスボイラ普及促進事業）に規定する事業は、別紙2の4に掲げる書類
- (3) 第3条第1項第3号（市有施設 PPA 型太陽光発電導入事業）に規定する事業は、別紙3の4に掲げる書類
- (4) 第3条第1項第4号（市有施設高効率照明機器導入事業）に規定する事業は、別紙4の4に掲げる書類
- (5) 第3条第1項第5号（ソーラーシェアリング普及促進事業）に規定する事業は、別紙5の4に掲げる書類

2 前項の規定による報告は、規則第13条第2項に規定する日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 補助事業者は、第9条第3号の規定に基づく変更承認の内、補助金を当該年度の翌会計年度へ繰り越す承認を得たときは、当該年度における補助金の遂行状況について、当該年度の末日までに喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金年度終了実績報告書（様式第5号）により実績報告を行うものとする。

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条第1項又は第2項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定した額が第7条第1項の規定により交付の決定をした際の額と同額である場合は、当該通知を省略する。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、市長が別に定める日以内とする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助事業者は、規則第5条の規定による交付決定の通知を受けたときは、速やかに喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(手続の代行)

第15条 本要綱に基づき補助金の交付を申請しようとする者は、本要綱に定める手続について、補助対象設備等を販売又は設置施工する者に対して、手続の代行を依頼することができるものとする。

2 前項の定めるところによる手続の代行を請け負った者（以下「手続代行者」という。）

は、その手続を信義に従って誠実に履行するものとする。また、この手続の代行を通じて得た申請者に関する情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に従って取り扱わなければならない。

- 3 市長は、手続代行者が本要綱に定める手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合に、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、以降の手続の代行を認めないことができる。

（決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の指示若しくは命令に違反したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の返還を請求するものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

（財産の処分の制限）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械器具、備品及び重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が規則第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合、処分制限期間を経過した場合又は PPA 若しくはリース契約の場合で補助事業者から当該契約により需要家へ所有権が移転する場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 3 市長は、処分制限財産の処分により補助事業者に収入があったと認めるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を市に返還させることができる。

（改修等に伴う手続き）

第19条 補助事業者、処分制限期間内において、補助事業によって取得し、又は効用の増加した設備の移転、更新又は主要機能の変更を伴う改修等をしようとするときは、あらかじめ市長にその内容を届け出なければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第20条 補助事業者は、補助金の収支状況を記した会計帳簿その他の書類を整理し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（調査等への協力）

第21条 補助事業者は、市長が補助事業の効果を把握するために補助事業終了後に行うアンケート等の調査に協力するものとする。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別

に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

- 別表 1 PPA 又はリース契約に係る契約内容の要件
- 別表 2 PPA 又はリース契約における事業者の資格要件
- 別表 3 補助対象経費
- 別紙 1 屋根上太陽光発電等導入加速化事業
- 別紙 2 木質バイオマスボイラ普及促進事業
- 別紙 3 市有施設 PPA 型太陽光発電導入事業
- 別紙 4 市有施設高効率照明機器導入事業
- 別紙 5 ソーラーシェアリング普及促進事業

別表 1（第 3 条第 2 項第 6 号関係）

PPA 又はリース契約に係る契約内容の要件

	要件
①	当該事業によって得られる環境価値のうち、需要家へ供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
②	太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池を導入するサービスのいずれかであること。
③	太陽光発電設備及び蓄電池設備（以下「導入設備」という。）が故障した場合に、PPA 又はリース契約期間中は設置事業者により、速やかに交換又は修理が行われるものであること。
④	需要家から希望があった場合、有償無償を問わず、契約期間中の解約を認めるものであること。また、設置事業者の都合により当該契約を遂行できなくなった場合、需要家に不利益が生じないような契約となっていること。
⑤	PPA 又はリース契約に係る契約期間満了後は、次に掲げるいずれかとなるものであること。 ア 導入設備の需要家への無償譲渡 イ 契約期間の更新 ウ 導入設備の撤去

別表 2（第 4 条第 3 項関係）

PPA 又はリース契約における事業者の資格要件

①	PPA 又はリース契約による太陽光発電設備の設置及び運用に係る複数の実績を有すること。又は、それと同等の実績を有すると市長が認めた事業者。
②	次の要件の全てに該当すること。 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。 イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをしている者若しくは再生手続開始の申し立てがされている者（同法第33条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てをしている者若しくは更正手続開始の申し立てがされている者（同法第41条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全と認められる者でないこと。 ウ 以下に該当する者が役員でないこと。 - a 法律行為を行う能力を有しない者 - b 破産者で復権を得ない者 - c 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者 エ 法人等又はその役員（その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項に該当しないこと。 - a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。） - b 役員等に暴力団員等（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。 - c 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。 - d 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。 - e 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること。 - f 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持管理に協力し、又は関与していること。 - g 法人等が暴力団員等を雇用していること。 - h 役員等が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること。 オ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 3 条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第 2 条の規定によるもの）でない者。 カ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。 キ 補助金申請日前 3 年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。 ク 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

別表 3（第 5 条第 1 項関係）

補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接 工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④ 負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35万円/kW を上限とする。））
	(間接 工事費)	共通 仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場 管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般 管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯 工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（補助要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工

			事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 PPA契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

木質バイオマスボイラ普及促進事業

1 補助対象事業の要件

- (1) 市内における化石燃料由来の熱需要に対し、木質バイオマスボイラの設置による熱を供給することにより、二酸化炭素排出量の削減を図る事業であること。
- (2) バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）× 100 ）を 60 %以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用の場合は該当しない。）。
- (3) 原料として利用する木質バイオマスの調達手段の確保が見込まれること。ただし、可能な限り会津地方及び本市に隣接する市町村の範囲内での調達に努めるものとし、海外からの原料の輸入による調達は、これを一切認めない。
- (4) 事業目的の達成のために必要な場合に限り、燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等）も交付対象とする。

2 補助率

補助対象経費の 3 分の 2（ただし、算出された額に千円未満の端数生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）

3 交付申請における添付書類

- (1) 補助対象事業の要件を満たすことが確認できる事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 整備する設備の内容が確認できる設計資料等
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 実績報告における添付書類

- (1) 補助対象事業の要件を満たしていることが確認できる事業実施報告書
- (2) 収支報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類